

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（**廃止**・縮減）

（ 内閣府 ）

| | | | | | |
|---|---|--|--|-------------------------|-------------------|
| 制 度 名 | 自由貿易地域及び特別自由貿易地域における特例措置 | | | | |
| 税目（条文番号） | 法人税（租特法第 42 条の 9、第 45 条、第 60 条） | | | | |
| 見 直 し の 内 容 | <p>・自由貿易地域及び特別自由貿易地域を発展的に拡充し、国際物流拠点産業集積地域制度（仮称）（対象地域：現在の那覇空港・那覇港周辺地域・中城湾港等を想定）を創設する。</p> <table border="1" data-bbox="874 792 1487 887"> <tr> <td data-bbox="874 792 1220 887">平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1220 792 1487 887">20 百万円 （－ 百万円）</td> </tr> </table> | | | 平年度の増収見込額 （制度自体の減収額） | 20 百万円 （－ 百万円） |
| 平年度の増収見込額 （制度自体の減収額） | 20 百万円 （－ 百万円） | | | | |
| 廃 止 又 は 縮 減 の 理 由 | <p>沖縄の地理的優位性を活かし、アジア主要都市を結節する物流中継拠点を国内に新たに形成することで、アジアの物流需要とともにその成長と活力を取り込み、我が国全体の経済活性化に寄与することを目指すため、那覇空港、那覇港及び中城湾港を拠点とする周辺地域に特区を創設し、国際物流拠点産業の集積を図る必要があるため。</p> | | | | |